

新潟県相談支援従事者研修実施要綱

1 目的

本研修は、地域の障害者等のニーズに基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育など、サービスの総合的かつ適切な利用支援の援助技術を習得し、併せて困難事例に対する支援方法について研鑽を行うなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

加えて、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど、中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

2 実施主体

本研修の実施主体は新潟県とし、中央福祉相談センターを実施機関とする。

ただし、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、相談支援従事者主任研修については、適切に研修を実施できる者（以下「受託事業者」という。）に事業の一部を委託して実施する。

3 実施内容及び方法

(1) 相談支援従事者初任者研修

ア 対象者

相談支援事業に従事しようとする者

イ 研修内容等

研修カリキュラムは、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日付け障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「事業通知」という。）の別表 1 を標準とし、その内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者等を活用して実施する。

ウ 修了証書の交付等

(ア) 知事は、受託事業者から提出された修了者名簿に基づき、研修を修了した者（以下「修了者」という。）に対して、修了証書を交付する。修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載する。

(イ) 受託事業者は、全科目を履修した受講者に対して修了の認定を行い、中央福祉相談センターを経由して障害福祉課へ修了者名簿を提出する。

(ウ) 障害福祉課長及び受託事業者は、修了者名簿について、個人情報として十分な注意を払った上で管理する。

エ 実施計画

(ア) 受託事業者は、研修について実施計画を作成したときは、受託事業者のホームページへ掲載するとともに、中央福祉相談センター所長（以下「所長」という。）に報告する。

(イ) 所長は、前記（ア）の実施計画を関係機関に周知する。

オ 受講者の決定等

(ア) 研修を受講する者（以下「受講者」という。）は、本人の所属する機関等からの申込みにより所長が決定し、当該機関の長等に通知する。

(イ) 所長は、受講者を決定したときは、受講者の氏名等を障害福祉課長及び受託事業者に通知する。

カ 実施報告

受託事業者は、研修の実施状況等について、所長及び障害福祉課長に報告する。

キ 秘密の保持

受講者及び関係者は、研修で知り得た個人情報等の秘密を保持するものとする。

ク 障害のある受講者等への配慮

(ア) 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について検討する。

・視聴覚教材の活用

事業通知の別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」について、例えば録画（DVD）の視聴等を行い、視聴後にレポートを作成し研修事務局等に提出する。

・長期履修

最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えないこととする。

・基幹相談支援センター等での履修

事業通知の別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」、「4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5時間）のうち相談支援の実際（12時間）」までを履修した者については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、障害福祉課長により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。

(イ) 聴覚障害のある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行う。

(ウ) 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行う。

(注) 上記の配慮を行うに当たっては、原則として事前に期日を決めた配慮申請を受けることとするが、期日を過ぎた後になされた申請であっても、過度の負担にならない

い範囲で建設的対話を通じた配慮を行う。

(エ) 障害のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努める。

ケ その他

(ア) 受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努める。

(イ) 研修の企画・立案に当たっては、都道府県職員に加えて、相当の経験を有する相談支援専門員の参加に努める。

(2) 相談支援従事者現任研修

ア 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験を有する者。

具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

イ 研修内容等

研修カリキュラムは、事業通知の別表2を標準とし、その内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者等を活用して実施する。

ウ 修了証書の交付等

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

エ 実施計画

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

オ 受講者の決定等

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

カ 実施報告

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

キ 秘密の保持

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

ク 障害のある受講者等への配慮

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

ケ その他

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

(3) 相談支援従事者主任研修

ア 対象者

障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員等。

具体的には、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、現任研修修了後、相談支援専門員として地域相

談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、当該者に対しサービス等利用計画等の提出を求めることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

①基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。

②本県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっている（予定含む）こと又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

③その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者であること。

イ 研修内容等

(ア) 研修カリキュラムは、「相談支援従事者主任研修事業の実施について」（平成31年3月28日付け障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）の別表を標準とし、その内容以上のものとする。

また、相談支援従事者主任研修を修了した者や国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者等を活用して実施する。

(イ) 講師は、主任相談支援専門員養成研修又は国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者又はこれに準ずる者が務めること。

研修を統括する者については、相当の経験を有する主任相談支援専門員を充てることを要件とする。その他の講義・演習については、主任相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てること。

演習においては、グループ当たりの受講者数は6人以下とし、演習を円滑に進めるための講師等を各グループに1名以上配置すること。

ウ 修了証書の交付等

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

エ 実施計画

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

オ 受講者の決定等

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

カ 実施報告

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

キ 秘密の保持

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

(4) 専門コース別研修

ア 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

イ 研修内容等

研修カリキュラムは、事業通知の別表3を参考に実施するものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者等を活用して実施する。

ウ 実施計画

所長は、研修について実施計画を作成したときは、関係機関への通知により周知するとともに、障害福祉課長に報告する。

エ 実施報告

所長は、研修が終了したときは、結果を障害福祉課長に報告する。

オ 秘密の保持

相談支援従事者初任者研修に準ずる。

カ その他

はまぐみ小児療育センター及び精神保健福祉センターは、研修内容等により研修の実施について必要な協力を行う。

5 費用負担

(1) 受講者は、研修実施に要する費用について受講料（専門コース別研修を除く。）又は資料作成に要する実費相当額を負担するものとする。

(2) 前項に規定する負担額は、研修の都度受託事業者又は所長が定める。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、研修の実施に必要な事項については、受託事業者又は所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。